

制定：平成18年 3月31日 平成18・02・28産第019号
最終変更：平成20年 3月31日 平成20・03・25産第002号

**独立行政法人製品評価技術基盤機構
の中期目標を達成するための計画
(第二期中期計画)**

**平成20年3月
独立行政法人 製品評価技術基盤機構**

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の平成18年4月1日から平成23年3月31日までの期間における中期目標を達成するための計画は、以下のとおりとする。

・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

A．共通事項

1．戦略的な人材育成の推進

職員の技術能力及び企画立案能力の向上のため、必要となる人材像に向けたキャリアパスを考慮しつつ、内部教育訓練を積極的に実施するほか、国際機関や外部専門機関の行う研修に積極的に参加するとともに、中長期的視点に立った戦略的な人材育成を図るため、独立行政法人産業技術総合研究所、大学等の関係機関との人事交流、国際会議等への若手職員の派遣、専門的能力を有する人材の登用等を積極的に行う。

2．戦略的な広報の実施

機構の業務内容とその成果や重要性について、広く国民に理解が浸透し、機構の発信する技術に関する情報がより広く活用されるようにするため、広報戦略を策定し、これに基づいた広報を行う。

3．マネジメントの改善

各分野の連携による能動的な企画管理機能の強化を図るため、分野横断的な戦略構築と運営機能を高める組織体制の整備を行うとともに、自主性、自発性を高め得る目標管理制度への更なる改善・定着を図る。

B．バイオテクノロジー分野

1．生物遺伝資源に係る情報等の提供業務

(1) 生物遺伝資源の戦略的収集・保存・提供

研究開発や産業上有用な生物遺伝資源を戦略的に収集し、永続的に保存・提供を行うため以下の業務を行う。

有用機能等の探索源となる微生物の収集・保存・提供

これまでにない利用価値の高い微生物の収集のため、国内においては、新規機能を有する可能性が高いと思われる環境に生息する微生物の探索・収集を行う。海外においては生物多様性条約による制約下において、生物多様性の豊富なアジア諸国において新たな有用機能を持つ可能性が高い放線菌、菌類等を中心に探索・収集し、日本への移転を行う。以上により、国内外あわせて約3万株の微生物を収集し、その提供体制を整備する。

他機関の研究成果である微生物の収集・保存・提供

大学や企業等の研究により論文等で報告された微生物のうち利用価値が高く産業利用可能な微生物約1万株を国内外の大学、研究機関、企業等からの寄託や交換等により収集し、提供体制を整備する。

DNAクローンの収集・保存・提供

ゲノム解析の成果物や、大学や企業の研究成果としてのDNAクローンについて、その有用性を考慮し、ユーザーニーズを踏まえた収集・保存、提供体制を整備する。

生物遺伝資源の提供体制強化と利用促進

ユーザーニーズを踏まえた生物遺伝資源の提供を行い、利用促進を図るため、新規有用機能獲得のためのスクリーニング材料として微生物を大量に提供するための効率的な体制を整備する。

(2) 国内及びアジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワークの構築

国内及びアジア諸国に分散している様々な特徴を持った生物遺伝資源の有効利用を図るため以下の業務を行う。

国内生物遺伝資源機関とのネットワークの構築

国内生物遺伝資源の有効利用を図るため、微生物に関する生物遺伝資源機関との連携を強化し、生物遺伝資源に関する様々な情報を収集・整備した統合データベースを構築する。

アジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワークの構築

アジアの生物遺伝資源の有効利用を図るため、機構が中核となり発足したアジア地域における生物遺伝資源の保存と利用促進を目的とする多国間の協力体制を強化・推進し、この枠組みを活用し、機構を中核的拠点としてアジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワークを構築する。

G B R C N 枠組み構築への貢献

経済協力開発機構（OECD）が提唱する国際的な生物遺伝資源機関ネットワーク（GBRCN）の枠組み構築活動に参加する。

データベース等の充実と情報等の利用促進

機構が保有する生物遺伝資源に関する様々な情報の利活用を促進するため、カタログやデータベース等を整備・充実させ、学会、インターネット、雑誌等への発表

等を活用した広報活動等を行う。

(3) ゲノム解析等基本的機能の充実と社会的貢献

生物遺伝資源の利活用を促進するため、機構が保有する生物遺伝資源に対して分子系統解析、分類上基幹となる微生物のゲノム解析等を実施し、情報を整備する。また、産学官の有識者等の意見も踏まえ、社会的・政策的意義が高い微生物等のゲノム解析等を、機構が培ってきた技術やノウハウを活用し、学术界・産業界等との共同研究等により実施する。

(4) 海外資源国との二国間協力体制の構築

生物多様性条約の発効により入手や利活用が困難となっている海外生物遺伝資源の我が国における持続的な利活用のため、アジア諸国と生物多様性条約を踏まえた微生物の利用に関する二国間協定（MOU）の締結や共同事業契約（PA）等を通じ、海外資源国との連携を強化する。

(5) 特許微生物の寄託業務

特許微生物の有効利用のため、特許法施行規則及びブダペスト条約に基づく寄託機関として、生物遺伝資源機関としての機能との連携を図りつつ、産業界のニーズを踏まえた、寄託者にとって信頼性と利便性の高い特許寄託体制を構築し、微生物の特許寄託業務を的確に実施する。

2. カルタヘナ担保法関係業務

(1) カルタヘナ担保法に基づく立入検査等業務

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ担保法）第32条第1項に基づく立入検査等については、同条第2項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

(2) カルタヘナ担保法施行に係る調査業務

上記(1)の立入検査等業務を的確に実施するため、ゲノム解析等に関する技術やノウハウを活用し、必要に応じて法施行に係る調査を行う。

C. 化学物質管理分野

1. 化学物質総合管理情報の整備・提供関係業務

(1) 化学物質の有害性等の情報の整備提供

事業者による化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化学物質審査規制法）特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化

学物質排出把握管理促進法)をはじめとする化学物質管理法令の遵守及び自主管理の推進、自治体における化学物質管理、国民における化学物質の安全性に関する理解の深化等のため、以下の業務を行う。

第一期に収集整備した約4000物質の法規制情報や有害性情報について維持更新を行う。

平成17年度に実施した製造・輸入量実態調査の結果に基づき、国内で年間100t以上の製造・輸入実績があると判明した化学物質(高分子等の低懸念化学物質を除く。)、新たに化学物質管理法令の対象となった物質等の800物質程度を追加し、有害性情報、暴露情報、製品情報や使用用途の情報、リスク評価等の情報について、信頼性の高い情報源のデータの有無を確認し、適切な情報を収集、整備する。

化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類に関する情報、Japanチャレンジプログラム^注で得られた情報、化学物質審査規制法所管3省が共有するデータベースの情報のうち公開可能な有害性情報、国内外の規制に関する情報のうち第一期に整備対象となっていなかった法規制情報を追加する。

OECDで検討が進められているHPVグローバルポータルサイトの整備を始めとする国際情報基盤整備との連携等について検討を行う。

化学物質総合管理情報に係る国際整合性の確保等のために必要な国内外の情報の収集、整理等を行うとともに、国際機関等の活動に積極的に参画する。

注：官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラムの通称。産業界と国が連携して、既存化学物質の安全性情報の収集を加速化し、化学物質の安全性について広く国民に情報発信するプログラム。

(2) 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備提供

化学物質のリスク等に係る国民、事業者、行政機関等相互の理解(リスクコミュニケーション)を促進するため、以下の業務を行う。

化学物質の有害性情報、暴露情報、リスク評価結果、リスク評価手法等を、インターネットを用いて国民、事業者、行政機関等に理解しやすく、利用できるようニーズの把握に努めながら、解説文や用語説明などの専用ページを充実させるなどの方法を用いて整備し、提供する。

国民における化学物質の安全性に関する理解の深化、企業における自主管理の促進、化学物質総合管理情報の利用促進等のため、講演や研修等への講師派遣やパンフレット等の配布による普及啓発活動を行う。

2. 化学物質のリスク評価・管理に係る業務

(1) 化学物質のリスク評価等

国民における化学物質のリスク等に係る理解の深化、事業者による自主管理の促進、行政や自治体による化学物質の管理等に資する基盤情報を整備するため、以下の業務を行う。

化学物質審査規制法の監視化学物質約900物質、化学物質排出把握管理促進法の第1種指定化学物質354物質を対象として製造・輸入量、排出量、有害性情報などを基に、暴露評価、リスク評価を行う対象物質のスクリーニングを行う。スクリーニングの結果、リスクの懸念があり、かつ、優先度の高い物質については、より詳細な情報を収集し、入手可能なデータに応じた暴露評価及びリスク評価を行う。更にリスクの懸念がぬぐえない物質については、より確度の高い情報を収集するための調査検討を行い、詳細な暴露評価をするとともに、必要に応じて管理方法の検討を含め、リスク評価を行う。

これらの物質のほか、新たな知見の集積などによってリスクが懸念されるに至った物質について、所要の情報を収集するとともに暴露評価、リスク評価等を行う。

リスク評価に必要な製造・輸入量、用途、物理化学的性状、環境モニタリングデータ等の物質情報を調査、整理するとともに、暴露量等の変動によるリスク評価の見直しが速やかに実施できるようこれらの情報を整備、体系化する。

(2) リスク評価手法等の調査と手法開発

リスク評価の精度向上及び効率化のため、物性の違いや暴露経路の違いなどのケースに応じた適切な暴露評価手法やリスク評価手法について国内外の情報を調査するとともに、必要に応じて化学物質審査規制法等の法令やその他の目的に対応した手法を検討する。

3 . 化学物質審査規制法関係業務

(1) 化学物質審査規制法施行支援

化学物質審査規制法に関する法律の適正な施行のため、以下の業務を行う。

新規化学物質の事前審査・確認と事後監視、既存化学物質点検やJapanチャレンジプログラム等の有害性情報の報告などにより得られた有害性情報の評価等に関する各種調査、資料作成等の支援を行うとともに、化学物質審査規制法対象物質の特定等のために告示物質の範囲の特定や新たに告示する物質の名称の原案作成並びに優良試験所認定制度にかかる適合試験施設の査察などの技術上の支援を行う。

第一種特定化学物質、第二種特定化学物質及び監視化学物質の管理に関する支援や既存化学物質等の製造・輸入量実態調査の支援を行う。

審査業務の効率化のために化学物質審査規制法所管3省が共有する情報基盤の整備等を行う。

効率的な化学物質の有害性等の予測に不可欠な定量的構造活性相関(QSAR)の

手法に関する調査、検証、改良及び化学物質審査規制法等への適用などのモデル開発についての検討を行う。

国における同法の国内体制の整備、事業者の法令遵守の適切な実施等を支援するために必要な国内外の情報の収集、整理、提供、事業者からの照会に対する対応等を行うとともに、国際的な対応に係る化学物質審査規制法施行において必要な調査や国際機関等の活動への積極的な参画などの技術上の支援を行う。

(2) 立入検査等

同法第33条第5項に基づく立入検査等については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

4．化学物質排出把握管理促進法関係業務

(1) 化学物質排出把握管理促進法施行支援

化学物質排出把握管理促進法の適正な施行のため、以下の業務を行う。

我が国全体のP R T R制度^注 実施基盤として届出対象事業者から届出のあった化学物質排出移動量等の電子計算機への記録、集計、公表等のための資料作成等を行う。

化学物質排出把握管理促進法に係る情報提供、事業者からの照会に対する対応等、同法対象事業者への技術的支援、同法の普及啓発を行う。

注：Pollutant Release & Transfer Register 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。

(2) 化学物質排出把握管理促進法に関する情報の収集及び解析

国における同法の施行等を支援するため、必要な国内外の情報の収集、整理等を行うとともに、国際機関等の活動へ積極的に参画する。

事業者の化学物質の自主的な管理の改善、国民の化学物質の安全に関する理解の深化、国における適正な化学物質管理を支援するため、P R T Rデータや収集整理した国内外の情報を活用して、解析等を行う。

5．化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務

(1) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（化学兵器禁止法）第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務（オンサイト分析を含む）については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

(2) 化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査等については、同条第5項に基

づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

(3) 上記の立会い業務及び立入検査等業務を的確に実施するため、特に以下の措置を講ずる。

化学兵器禁止法に規定された特定物質、指定物質及びこれらの関連物質の分析能力の向上を行う。

必要に応じ国際機関による検査等の対象事業所の実態調査を行う。

国際合意形成への貢献と分析方法の整合性確保のため、必要に応じ国際機関の関連会合等に参加する。

D．適合性認定分野

1．国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関の運営業務

(1) 認定機関の信頼性確保

認定機関の技術的信頼性を確保するため、以下の業務を行う。

国際規格（ISO/IEC 17011）に適合したマネジメントシステムを維持し、認定技術基準のインターネットによる公開等により透明性を確保するとともに、年1回の内部監査及びマネジメントレビュー等を実施する。

技術的信頼性の高い認定機関として、研究所等の外部技術機関とのネットワークを強化し、高度な技術的専門性を有する審査員の増強を図るため、外部試験所・研究所職員を主要な対象とした審査員資格取得に係る講習会、訓練等を実施する。

職員の認定機関要員としての資質向上、技術力強化のため、内部研修を実施するほか、試験所、海外認定機関等での研修に参加する。

(2) 認定制度の信頼性向上、普及拡大

認定機関協議会の事務局を担当し、多省庁にまたがる広範な分野での国内認定機関との協力・連携活動の先導的役割を担い、我が国における認定制度の信頼性向上のため、内外の認定機関情報の共有、認定基準の透明性・同等性の確保、評価技術の向上を図る。さらに、認定制度の普及啓発・利用拡大を目指し、規制当局への認定制度活用の働きかけを行うとともに、人的資源等の効率的活用、国際貢献のための相互支援を図る。

(3) 国際相互承認の維持

アジア太平洋試験所認定協力機構（APLAC）及び国際試験所認定協力機構（ILAC）の相互承認（MRA）を維持するため、APLAC評価チームによる再評価を継続的に受審する。

海外認定機関との協力体制を強化し、相互承認自体の信頼性を向上させるとともに国際的な地位の維持・向上を図るため、APLAC及びILACの会議等各種活動への寄与、重要ポストの獲得、MRA評価員の派遣等を行う。また、必要に応じて海外適合性評価制度等の調査を行う。

(4) 標準物質情報の提供

試験・校正事業者等に信頼性の高い標準物質情報を提供するため、以下の業務を行う。

標準物質総合情報システム（RMinfo）の適切な運用管理を行うとともに、関係機関に対する調査による迅速な情報の更新を行い、インターネット等により情報を提供する。

COMAR^注の運営の国内事務局として、登録基準に適合した国内標準物質を中央事務局に申請するとともに、国際標準物質情報を広く提供する。また、COMAR運営会議に出席して国内の意見を運営に反映させる。

注：COMARとは、標準物質を登録した代表的な国際データベースの名称

2．経済産業省に係る法令等に基づく認定業務

(1) 法令に基づく認定業務

経済産業省に係る法令に基づく認定業務^注を標準処理期間内で迅速かつ効率的に実施するため、評定委員会を適時開催するとともに、事業者からの申請を一層容易にするためのガイダンス文書を作成し公表する。また、認定制度に係る説明会を開催し、申請者の利便性の向上及び認定処理の効率化を図る。

法令の遵守状況を確認するため、必要に応じて経済産業大臣からの指示等に基づく立入検査を実施するとともに、認定制度の信頼性を向上させ、その適切な普及を図るために必要な調査、顧客サービス向上のための調査を行う。

注：工業標準化法に基づく試験事業者登録制度（JNLA）、計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）及び計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）を言う。

(2) 社会ニーズに基づく認定業務

標準物質生産者、IT製品のセキュリティ評価等民間では実施困難な多種多様な認定ニーズ等に対応するため、必要に応じて新規認定プログラムを開発し、製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）の利用拡大を図る。また、ASNITEの信頼性を向上させ、その適切な普及を図るために必要な調査、顧客サービス向上のための調査を行う。

認定業務を標準処理期間内で迅速かつ効率的に実施するため、評定委員会を適時開催するとともに、事業者からの申請を一層容易にするためのガイダンス文書を作成し公表する。

(3) 定期検査等

希望する認定事業者に対して、アジア太平洋試験所認定協力機構（APLAC）及び国際試験所認定協力機構（ILAC）の相互承認（MRA）の条件を維持するため、最新の認定基準であるISO/IEC 17025等を用いて定期的に検査を行う。

認定事業者の技術能力を確認するため、技能試験を定期的実施する。また、認定業務の効率化のため、積極的に外部機関が実施する技能試験を国際基準に基づき審査・承認し、活用を図る。

3．経済産業省に係る法令に基づく認証機関の登録のための調査等認定関係業務

(1) 法令に基づく認定関係業務

次に掲げる経済産業省に係る認証機関の登録のための調査等を法令に基づいて的確に実施する。

工業標準化法に基づく登録認証機関の登録等関係業務

ア 工業標準化法に基づく国内（外国）登録認証機関の登録等のための調査は、経済産業大臣の指示に従って国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかどうかの調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

イ 工業標準化法に基づく国内（外国）登録認証機関に対して、経済産業大臣の指示に従って、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に継続して適合するかどうかの立入検査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

製品安全4法^注に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等関係業務

ア 製品安全4法に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等のための調査は、経済産業大臣の指示に従って国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかどうかの調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

イ 製品安全4法に基づく国内（外国）登録検査機関に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って国内（外国）登録検査機関の業務の状況等进行检查して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

特定機器相互承認法に基づく適合性評価機関の認定等関係業務

ア 特定機器に係る適合性評価手続きの結果の外国との相互承認の実施に関する法律（特定機器相互承認法）に基づく適合性評価機関の認定等のための調査は、経済産業大臣の指示に従って国外適合性評価事業の実施に係る体制について調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

イ 特定機器相互承認法に基づく認定適合性評価機関及び指定調査機関に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って認定適合性評価機関等の業務の状況等进行检查して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

計量法に基づく濃度に係る計量証明事業者等に対する立入検査業務

計量法に基づく濃度に係る計量証明事業者等に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って事業所等进行检查して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

工業標準化法の一部を改正する法律による改正前の工業標準化法に基づく指定（承認）認定機関等に対する立入検査業務

工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年法律第95号）による改正前の工業標準化法に基づく指定（承認）認定機関及び指定（承認）検査機関に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って認定機関等の業務の状況等进行检查して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する（平成20年9月30日まで実施）。

注：製品安全4法は、消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法を言う。

(2) 国際提携関係業務

オーストラリア政府との口上書に基づく同国向け自動車及びその部品製造事業者に対する生産適合検査（COP）及びその試験施設検査（TFI）は、オーストラリア自動車設計規則（ADR）に照らして計画的に実施してその結果をオーストラリア政府に報告する。

E．生活安全分野

1．製品安全関係業務

(1) 製品の事故に関する情報の収集・調査・分析、原因究明等

消費者が利用する製品のうち、消費者の生命又は身体に危害を及ぼす可能性のある製品に適切な対応を図るため、以下の業務を行う。

消費者が利用する製品における事故情報等について、網羅的かつ広範な情報を迅速かつ的確に収集するため、消防等の地域における関係機関との緊密な協力・連携を更に強化する。

収集した製品事故情報を踏まえ、事故品確認・現場調査を年平均350件行うこと等によって、技術的観点から必要な調査及び分析を行い、迅速に原因究明を行う。さらに、事業者が講じた再発防止策の評価を行う。

なお、原因究明等に際しては、原因究明の精度向上を図るため、製品の高度化に対応しつつ、外部有識者、専門技術者等の意見を踏まえ、事故発生原因の技術解析を充分に行う。

消費生活用製品安全法に基づき主務大臣から指示された消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査及び消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成19年法律第117号）による改正後の消費生活用製品安全法に基づき主務大臣から指示された特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を的確に行う。

事故原因の究明、再発防止措置の評価等において、必要に応じ、原因究明テストを迅速に実施するとともに、原因究明の精度向上を図るため、事故原因究明手法の開発を行う。

市場における製品の関係法令への適合性、安全性及び品質性能の適格性の確認のため、消費者ニーズ及び行政ニーズに基づき、市場モニタリングテスト業務を適切かつ迅速に行う。

(2) 国内外の関係機関との連携

製品事故の未然・再発防止等をより効率的に行うため、国内外の製品安全に関係する機関との連携・協力を図ることなどにより、互いの情報の有効活用等を図り、事故の未然・再発防止等の製品安全対策に反映することのできる有用な情報の収集・分析等を行う。

(3) 事故の未然・再発防止のための情報提供等

収集した製品事故情報、事故原因究明結果等が製品事故の未然・再発防止につながり、またより安全性の高い製品の開発に反映されるよう、国、事業者等に積極的に提供する。また、消費者に対する危険情報の周知を行うとともに、消費者による製品の誤使用を防止し、安全に対する意識の向上等につながるよう、これらの情報をより分かりやすい形態に加工し、印刷物及びインターネットを通じて、消費者等に提供すること等の広報活動を積極的に行う。

(4) 製品安全体系の高度化を目指した調査研究

現行制度上の問題点等の分析も行いつつ、消費者が利用する製品の安全性をより高いものにするため、国内外の製品安全の関連制度に関する情報収集・調査・分析・評価を行うとともに、有識者で構成する研究会の開催等により、社会制度、技術基盤も視野に入れて規制・基準体系の構築等に向けた提言等を行う。

2. 標準化関係業務

(1) 高齢者・障害者対応等の分野における標準化

高齢者・障害者が安全で使いやすい製品の普及、製品・消費者の価値観の多様化等に対応した市場形成の観点から、以下の業務を行う。

高齢者・障害者対応等の分野における J I S 等の国家標準の整備を図るため、福祉用具に関して、標準化体系案を作成するとともに、必要に応じ、標準化を効率的に促進するためのアクションプランを作成する。

高齢者・障害者対応等の分野の関係機関に対し、機構が担う広範な業務を通じて得られる情報、知見等を基に、技術面からの連携・協力を行うことにより J I S 等の国家標準の整備を推進する。また、複数の製品分野に共通して用いられる規格等のうち民間では実施できない部分については、自ら標準化に向けた調査研究等を行うことにより、J I S 原案等の作成を行う。

国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）の各種委員会等に積極的に参画・提案し、我が国の国際標準化活動に貢献する。

作成した原案が、J I S、T S（標準仕様書）、T R（標準報告書）、I S（国際標準）として制定された後は、関連する国際規格の動向に注意を払いつつ、5年以内に定期的な内容の見直しを行う。

(2) 製品の安全確保のための標準化

上記 1 . の業務を通じて得られる知見等を活用し、事故の未然・再発防止の観点、製品のより高い安全性の確保の観点から、以下の業務を行う。

事故情報の収集、分析、事故原因の究明、再発防止措置の評価、事故動向の分析等の業務を通じて得られる知見等を活用し、必要に応じ、製品安全 4 法の技術基準の改正案や、関連する任意規格の改正案の提案等を行う。

消費者が利用する製品について、複数の製品分野に共通して用いられる規格の原案を作成するとともに、これに関連する業界の自主基準作成等の取組に対して、適切なアドバイスを行う。

(3) 人間特性に係る技術的データ等の提供

製品の安全で使いやすい設計に資するため、企業等におけるデータ収集・分析を促進する観点から、以下の業務を行う。

基本人間特性に関わるデータの充実・更新、維持管理は、効率的に行うとともに、データの更新にあたっては、その必要性を判断した上で行う。

基本人間特性計測手法の標準化にあたっては、外部有識者の意見を踏まえて、ニーズの多い特性を選定し、計測手法を確立する。また、確立した計測手法及びデータはインターネット等により広く公開する。

3 . 講習関係業務

(1) 電気工事士法に基づく講習関係業務

電気工事士法に基づく講習を的確に実施する。

(2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習を的確に実施する。

4. 経済産業省に係る法令等に基づく製造事業者への立入検査等業務

経済産業省に係る法令に基づく、次の立入検査等を的確に実施する。

工業標準化法に基づく認証製造業者等及び認証加工業者に対する立入検査等

工業標準化法に基づく認証製造業者等及び認証加工業者に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造品質管理体制、加工品質管理体制等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

また、工業標準化法に基づく J I S マーク表示製品等の法適合状況を把握するための試買検査を行う。

工業標準化法の一部を改正する法律による改正前の工業標準化法に基づく認定製造（加工）業者に対する立入検査

工業標準化法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 95 号）による改正前の工業標準化法に基づく認定製造（加工）業者に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造業者等の品質管理、技術的生産条件等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。（平成 20 年 9 月 30 日まで実施。）

製品安全 4 法に基づく製造事業者等に対する立入検査

製品安全 4 法に基づく製造事業者等に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造工程、品質管理状況等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

計量法（適合性認定分野で実施するものは除く。）に基づく届出製造事業者等に対する立入検査等

計量法に基づく届出製造事業者等に対する立入検査は、経済産業大臣からの指示に従って工場等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

また、計量法に基づく指定製造事業者制度における事務への支援は、指定製造事業者制度関係事務処理要領に係る事務のうち、経済産業省から依頼のあった事務を支援する。

家庭用品品質表示法に基づく製造業者等に対する立入検査

家庭用品品質表示法に基づく製造業者等に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って同法の遵守状況を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

製品安全 4 法で定める「主務大臣による適合性検査業務実施」に係る業務

天災その他の事由により国内（外国）登録検査機関が製品安全 4 法に定める適合性検査を実施できなくなった場合において、経済産業大臣の指示に基づき機構が当該検査を的確に実施できるよう既存技術を維持する。

F．その他業務

依頼試験評価業務

機構の能力を活かし、民間での実施が困難な試験・評価を依頼に応じて適切に実施する。

G．その他業務運営に関する計画

独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業

標準化関係業務等に関して独立行政法人産業技術総合研究所との共同研究・共同事業等を行う。

．業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

中期目標で示された一般管理費（毎年度平均で前年度比3%以上削減）、業務経費（毎年度平均で前年度比1%以上削減）及び人件費に係る削減目標を達成するとともに、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、運営費交付金の増大の抑制を図るため、以下の措置を積極的に講ずる。

1．外部機関との協力・連携の推進

独立行政法人産業技術総合研究所等の公的試験研究機関、大学及び民間企業との間で適切な役割分担の下に共同研究その他の協力・連携、共同研究施設の活用などを進め、業務の促進と効率化を図る。

2．アウトソーシングの推進

費用対効果、専門性の観点等から、自ら実施すべき業務を精査し、様々な工程で職員が実施している定型的な作業については、一括的なアウトソーシングの実現に向け、所要の準備と関係者への理解を図る。また、アウトソーシングによる効率化の効果を明らかにし、増大する業務に対する資源等の有効活用を積極的に行うものとする。

3．機動的な内部組織の構築と人員配置

業務遂行に最適な内部組織を構築する。一般管理費の削減に対応するため、支所を含めた一般管理業務のあり方について見直しを行う等、支所の運用及び職員の配置について、経済産業局をはじめ地域の関係機関等と連携して製品事故に関する情報の収集・調査を的確に行う体制を確保するとともに、最も効率的な体制となるよ

う業務量の変動に応じた人員配置を図る。

4 . 業務の電子化の推進

情報提供等の利便性向上に係る業務及び内部管理業務について体系的な整備を行うとともに、経済産業省電子政府構築計画に基づき最適化計画を作成し、電子化を推進する。

・ 予算（人件費の見積りを含む。） 、 収支計画及び資金計画

1 . 予算（人件費の見積りを含む。） 《別表1》

[運営費交付金の算定ルール]

$$\text{交付金額 } G_i = [((A_b(i-1) - a(i-1)) \times \text{消費} + (A_a(i-1) \times \text{政策})) \times a + a(i)] + [((B_b(i-1) - b(i-1)) \times \text{消費} + (B_a(i-1) \times \text{政策})) \times b \times \text{消費} + b(i)] - [\text{消費}(i)]$$

- ・ G (交付金額) : i は年度。
- ・ $A_a(i-1)$: 直前の年度における運営費交付金対象事業^注に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分
- ・ $A_b(i-1)$: 直前の年度における運営費交付金対象事業^注に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分以外の分
- ・ $B_a(i-1)$: 直前の年度における運営費交付金対象事業^注に係る経費のうち業務経費相当分の人件費相当分
- ・ $B_b(i-1)$: 直前の年度における運営費交付金対象事業^注に係る経費のうち業務経費相当分の人件費相当分以外の分
- ・ a (一般管理費効率化係数) : 前年度比 3 % の削減
- ・ b (業務経費効率化係数) : 前年度比 1 % の効率化
- ・ (消費者物価指数) : 前年度における実績値を使用する。
- ・ (政策係数) : 法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案し、具体的な伸び率を決定する。
- ・ a(i)、 b(i)については、新規施設の竣工に伴う経費、法令改正に伴い必要となる措置、大規模な設備機器の更新等の事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要について必要に応じ計上する。

- ・ (i) : 当該年度における利息収入等の見込額
- ・ (人件費調整係数) : 人事院勧告による給与改定分を反映する。

注：運営費交付金対象事業とは、運営費交付金及び自己収入（受取利息等）によりまかなわれる事業である。

2. 収支計画 《別表2》

業務の効率的な実施による費用の低減、自己収入の増加その他の経営努力により財務内容の改善を図る。

3. 資金計画 《別表3》

・ 短期借入金の限度額

- ・ 短期借入金の限度額：3,200,000,000円
- ・ 想定される理由： 運営費交付金の受入れの遅延
受託業務に係る経費の暫時立替え
電気工事士講習の受講者数変動に伴う資金的措置等

・ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする計画

なし。

・ 剰余金の使途

知的基盤機関としてのパフォーマンスの向上のため、

- ・ 人材育成・能力開発・研修
- ・ 調査研究（例：ニーズ・シーズ調査等）
- ・ 学識経験者等の招へい
- ・ 先行投資（施設・設備等の購入）
- ・ 任期付職員の新規雇用
- ・ 講習関係業務

の使途に使用。

・ その他経済産業省令で定められた記載事項

1. 施設・設備に関する計画

中期目標の達成のために必要な施設及び設備を適正に整備していく。

施設の内容	予定額	財源
工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整備	総額 6億円	施設整備費 補助金

(注) 上記予定額は、<別表1>の試算結果を掲げたものである。

2. 人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)

(1) 方針

中期目標に基づく新規業務及び業務量の増加に対しては、既存業務の合理化を図ることにより可能なかぎり配置転換による人員を充てるとともに、外部機関及び外部人材の積極的活用により、常勤職員の抑制に努める。

(2) 人員に係る指標

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じて第二期末における常勤職員数を第一期末の95%以下に抑制する。

(参考)

- 1) 期初の常勤職員数 425人
- 2) 期末の常勤職員数 402人

・任期付き職員に限り受託業務の規模等に応じた必要最小限の人員の増加が有り得る。

(3) その他人事に関する計画

企画立案機関との人事交流

行政実施機関として政策の迅速・的確な実施のため経済産業省等政策の企画立案機関との人事交流を積極的に行う。

任期付任用の促進

業務の実施テーマ等に沿った専門的人材等の任期付任用を積極的に行う。

業績の評価と反映

評価システムの導入・実施による、職員の意欲向上と適材適所の配置の実現を図

る。

《別表1》予算

平成18年度～平成22年度予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	37,726
施設整備費補助金	600
受託収入	4,211
うち国からの受託収入	700
うちその他からの受託収入	3,511
その他収入	901
計	43,438
支出	
業務経費	32,223
施設整備費補助金	600
受託経費	4,211
一般管理費	6,404
計	43,438
収入	
講習関係収入	5,246
計	5,246
支出	
講習関係経費	5,246
計	5,246
次期中期目標期間への繰越金	0

注：運営費交付金収入については、一般管理費効率化係数 3%、業務経費効率化係数 1%、物価上昇係数±0%、政策係数+1%、特定年度の一時的資金需要()0円と仮定した場合における試算結果を掲げたものである。

[人件費の見積り]

期間中総額 16,086百万円を支出する。

(参考：第一期人件費見積 16,620百万円)

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

《別表 2》 収支計画

平成 1 8 年度 ~ 平成 2 2 年度収支計画

(単位 : 百万円)

区 別	金 額
費用の部	4 5 , 7 2 0
経常費用	4 5 , 7 2 0
業務経費	2 9 , 1 2 3
受託経費	4 , 2 1 1
一般管理費	6 , 4 0 4
減価償却費	5 , 9 8 2
財務費用 (利息)	0
臨時損失	0
収益の部	4 5 , 7 2 0
運営費交付金収益	3 4 , 6 2 6
受託収入	4 , 2 1 1
手数料収入	9 0 1
資産見返負債戻入	5 , 9 8 2
寄附金収益	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0
費用の部	5 , 2 4 6
講習関係経費	5 , 2 4 6
収益の部	5 , 2 4 6
講習関係収入	5 , 2 4 6
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

注 1 : 機構における退職手当については、役員退職手当支給基準及び国家公務員退職手当法に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

《別表3》資金計画

平成18年度～平成22年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	48,684
業務活動による支出	44,984
投資活動による支出	3,700
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	48,684
業務活動による収入	48,684
運営費交付金による収入	37,726
受託収入	4,211
講習関係収入	5,246
その他の収入	901
投資活動による収入	600
施設費による収入	600
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0